

○東京工業大学超スマート社会卓越教育院共用設備の利用料等に関する申合せ

令和3年12月15日
超スマート社会卓越教育院長
裁定

東京工業大学超スマート社会卓越教育院共用設備利用規程（令和3年12月15日超スマート社会卓越教育院制定。以下「規程」という。）第6条及び第14条の規定に基づき、超スマート社会卓越教育院の共用設備を利用する場合の利用料等について、次のとおり申し合わせる。

- 1 規程第6条第1項に定める利用料は、共用設備又は教育研究フィールドごとに、1日当たり、当該共用設備の取得価額から耐用日数を除して得た額を基準として、超スマート社会卓越教育院長（以下「教育院長」という。）が定めた額とする。
- 2 規程第3条第1号及び第2号の利用者については、当分の間、規程第6条第4項に定める「教育院長が特に認めたとき」に該当するものとして、利用料等の徴収を全額免除するものとする。
- 3 その他、利用料等に係る必要な事項は、教育院長が別に定める。

附 則

この申合せは、令和3年12月15日から施行する。